

京都市人権文化推進計画

平成24年度取組実績

京 都 市

目 次

1 重要課題別の取組

• 全般	1- 1
• 女性	1- 5
• 子ども	1- 7
• 高齢者	1-10
• 障害のある人	1-12
• 同和問題	1-14
• 外国人・外国籍市民	1-15
• 感染症患者等	1-17
• ホームレス	1-18
• その他の課題	1-19

2 各局区別の取組

• 各局区等共通	2- 1
• 環境政策局	2- 2
• 行財政局	2- 3
• 総合企画局	2- 5
• 文化市民局	2- 8
• 産業観光局	2-19
• 保健福祉局	2-20
• 都市計画局	2-33
• 建設局	2-34
• 会計室	2-35
• 北区役所	2-36
• 上京区役所	2-38
• 左京区役所	2-40
• 中京区役所	2-42
• 東山区役所	2-44
• 山科区役所	2-47
• 下京区役所	2-48
• 南区役所	2-50
• 右京区役所	2-52
• 西京区役所	2-54

• 西京区洛西支所	2-56
• 伏見区役所	2-58
• 伏見区深草支所	2-61
• 伏見区醍醐支所	2-63
• 市会事務局	2-65
• 選挙管理委員会事務局	2-66
• 監査事務局	2-67
• 人事委員会事務局	2-68
• 消防局	2-69
• 交通局	2-74
• 上下水道局	2-76
• 教育委員会事務局	2-78

京都市人権文化推進計画

平成24年度取組実績について

○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は1章（基本的考え方）、2章（重要課題）、3章（人権施策の推進）、4章（計画の推進）からなりますが、平成17年3月の策定以来5年が経過した平成22年3月に、その間の社会状況の変化に応じて内容を見直し、計画を改訂しております。なお、進行管理については第2章から4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）に対し、その全般にかかる教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、策定以降の現状と課題、及び今年度の主な取組を示しています。（主に2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築にかかわる事業について、「事業名」、「(昨年度の)取組実績」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神の醸成及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く）に対応しています。

○ 重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題の全般及び個別の課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

○ 平成24年度取組実績について

- 取組事業数 481 事業
- 各事業が対象とする人権課題の別について、主に事業を行っている局区について下記に例示していますので参考にしてください。

主な所管局の例

- 女性・・・文化市民局等
- 子ども・・・保健福祉局，教育委員会，文化市民局等
- 高齢者・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- 障害のある人・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- 同和問題・・・文化市民局，都市計画局，教育委員会，保健福祉局等
- 外国人・外国籍市民・・・総合企画局，保健福祉局，文化市民局等
- 感染症患者等・・・保健福祉局，文化市民局等
- ホームレス・・・保健福祉局，文化市民局等
- その他の課題・・・文化市民局等

1 重要課題別の取組

全 般

【24年度の主な取組実績】

- 市民や企業等に向けて、人権情報誌を年4回発行した。市民の人権問題に対する関心と身近な人権問題に対する理解を深めることを目的とした人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」（1回）、企業に対し、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すための諸情報を提供する企業向け人権情報誌「ベーシック」（1回）をそれぞれ発行するとともに、5月の憲法月間及び12月の人権月間には、市民と企業等、社会の構成員が共に人権について学び、考え、深めることのできるよう合併号を発行し、互いを認め、支え合う人権文化の息付くまちづくりの構築につなげる機会とした。
(文化市民局47 2-16頁)
- 市民や企業等、社会の構成員に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権ワークショップ」を開催し、延べ53名が参加した。
(文化市民局43 2-15頁)
- 企業に対し、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の呼び掛け、時宜を得た人権啓発講座の開催（10回開催）等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援した。
(文化市民局65 2-18頁)
- 人権に関する啓発・研修を実施するグループ（市民・企業等）を、講師の紹介や啓発冊子の提供、啓発ビデオ・啓発パネルの貸出等により支援する「人権啓発サポート制度」を行った。
(文化市民局27 2-12頁, 54～56 2-16頁)
- 様々な人権問題について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信する事業として、人権に関する写真を募集する「人権“ほっと”写真（フォト）」及び、硬いイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現してもらう「四字熟語人権マンガ」の募集を行い、「人権“ほっと”写真」は167点、「四字熟語人権マンガ」は211点の応募を得た。また、入選作品は、展示を行うほか啓発冊

子や啓発物品を作成する等，市民への人権に関するメッセージとして活用した。
(文化市民局 4 1 2-14 頁，4 4 2-15 頁)

- 幅広い市民に対して，人と人との交流の中で人権の大切さに気付き，考える機会を提供することを目的に，人権に関するイベントとして「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を実施し，685名の参加を得た。

(文化市民局 4 2 2-15 頁)

- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から，取組の一部をわかりやすく紹介する「京都市人権レポート」を，平成25年3月に発行した。

(文化市民局 3 0 2-12 頁)

- 本市の人権にかかわる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」において，相談機関相互の連携や情報交換を行い，市民からの人権にかかわる相談の円滑な取次と，情報の共有を進めるとともに，相談窓口の広報を実施した。

また，具体的な取組として，市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう，京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を，平成24年8月に発行した。

(文化市民局 3 1 2-12 頁，3 6 2-13 頁)

- 市バス・地下鉄利用者を含めた多くの市民の人権擁護思想の普及高揚を図るため，交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発ポスターを掲出した。

(交通局 6 2-74 頁)

- 行政上の人権相談・救済の柱である人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知するとともに，市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため，京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談（毎月1回，計12回）を実施した。

(文化市民局 2 6 2-12 頁)

- 高齢者や障害のある方を含め，すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため，建築物等のバリアフリー化については，建築物を建築する際に，京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう協議・指導を行い，508件の協議書を交付した。また，「みやこユニバーサルデザイン

ン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、基準に適合した建築物に対し「適合ステッカー」を135件、基準を上回る建築物に対し「優良プレート」を36件交付し、バリアフリー整備の一層の促進を図った。さらに、公共建築物の新築・増改築時においては、バリアフリー条例の施設整備基準やユニバーサルデザインに配慮した設計に取り組み、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、既存の公共建築物については、平成14年度から18年度までに行ったバリアフリー調査の結果に基づき、施設所管局とともに、バリアフリー改修を促進した。

(都市計画局2 2-33頁)

- 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、「京都市交通バリアフリー全体構想」(平成14年度策定)及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」(平成23年度策定)に基づき、駅や道路等のバリアフリー化を推進している。

平成24年度は、太秦地区及び大宮地区のバリアフリー化に向けた整備内容等を定める「移動等円滑化基本構想」を策定するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」の普及・啓発を行った。

(都市計画局4 2-33頁)

- すべての人が利用しやすいように地下鉄駅の施設を整備するとともに、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも安全で容易に乗り降りできるよう、ノンステップバスの充実を図っている。(交通局3,4 2-74頁)

- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、誰もが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげる「だれもが利用しやすいサービス」を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交付し、これらの店舗の取組状況を、ホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業について、継続して実施した。

なお、昨年度より申請件数は増加し、延べ151件の新規申請があった。

(保健福祉局1 2-20頁)

- 女性や子ども、高齢者等を含めた市民全てを対象に、いざというときに備えて、防火防災に対する知識を持ってもらうために、消火実験会や地震対策訓練、防火防災に関する講習などを市内の各地域において実施した。

【24年度取組実績】

防火防災訓練	実施回数	2,986回	参加人員	200,076人
講習会	実施回数	718回	参加人員	24,433人
			(消防局8	2-69頁)

女 性

【24年度の主な取組実績】

＜DV対策の強化＞

- 平成24年度は、本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画（平成23年3月策定）を基に、総合的・計画的にDV対策の取組を進めた。特に、平成23年10月に開所した京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センターにおいては、非常勤嘱託員を1名増員し、関係機関との更なる連携強化を図り、相談から自立支援まで、継続的な被害者支援に重点的に取り組み、延べ2,178件の相談を受けた。その他、相談窓口の周知啓発等に重点的に取り組んだ。

（文化市民局9 2－9頁）

- 女性に対する暴力の防止、特にDVへの対策として、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに、区役所や福祉事務所、京都府家庭支援総合センター等の関係機関や各種団体との連携の強化や、緊急一時保護設（民間シェルター）を運営する団体に対する家賃相当の補助を行った。

（文化市民局9 2－9頁）

- DVに対する市民の理解を深め、被害者を支える市民の取組を促進するため、DV被害者支援インストラクター養成事業を実施した（DV被害者サポーター養成講座は全5回実施、受講者30名のうち22名について修了証発行、インストラクター養成講座は全6回実施、受講者20名のうち20名について認定証発行）。

（文化市民局8 2－9頁）

＜真のワーク・ライフ・バランスの推進＞

- 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で推進し、市民一人一人が仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させることを目的に、平成24年3月に策定した「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき市民や企業への啓発を行った。

（文化市民局2 2－8頁）

- 具体的には、中小企業に対する支援として、働きやすい環境整備の促進のため、京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助制度を創設したほか、優れた取組を行っている企業等の表彰を実施した。

また、専門的な知識や経験を有するアドバイザー派遣や、企業対象セミナーの開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組の促進に努めた。

市民への啓発活動としては、言葉の普及・啓発のためロゴマークの募集を行い、決定したロゴマークを活用して啓発グッズを作成した。

(文化市民局 3 2-8 頁)

<ウイングス京都>

- 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催した。また、女性のための一般相談（電話相談・面接相談）に加え、「女性への暴力相談」（面接相談）や男性カウンセラーによる「男性のための相談」（面接相談）などの相談事業を行った。
(文化市民局 5 2-8 頁, 6 2-9 頁)

- DVに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に関連し、11月をパープルリボン月間と定め、ブックフェアの開催や館内における情報掲示、パープルリボンツリーの設置等、市民への啓発事業を行った。
(文化市民局 10 2-9 頁)

子ども

【24年度の主な取組実績】

- 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（平成20年4月施行）に伴い、児童相談所による法的介入権限が強化されたことを踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き児童相談所の体制強化を図った。

また、「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づき、南区及び伏見区を担当区域とする児童福祉の拠点としての第二児童福祉センターを開設するとともに、児童虐待に対応する迅速かつ的確な対応をおこなうため児童相談所及び第二児童相談所の体制強化を図った。

更には、警察等関係機関との連携の強化や、被虐待児童や障害のある児童への隙間のない支援の確立といった今日的課題の解消に向けた取組を推進した。
(保健福祉局41 2-25頁)

- 全市レベル及び各区・支所レベルで設置している「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関同士の円滑な連携を図り、虐待等により保護や支援を必要とする児童の支援を行った。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所・児童館において、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行った。

さらに、地域の子育て応援者が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じるなど、地域で子育てを応援する関係づくりを行った。
(保健福祉局35, 36 2-24頁)

- 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境で養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親研修の実施や援助者の派遣など里親に対する支援を行った。

(保健福祉局40 2-25頁)

- 次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発を行った。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年度の取組目標である「行動指針」の策定、「実践

推進者表彰」の実施、「子どもを共に育む京都市民憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を通じて、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場に実践行動が広がるよう、取組を推進した。

（保健福祉局39 2-25頁，教育委員会）

- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所との密接な連携を図るとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進した。また、児童虐待等に焦点を当てた、学校におけるソーシャルワーク実践研修（教職員研修）を年4回実施した。

（教育委員会20 2-81頁）

- 教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）において、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行った。

（教育委員会44 2-85頁）

- 「京都市児童生徒登校支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等の開催など、不登校児童生徒への支援に向け、多様な関係機関等の連携のもと、総合的な取組を実施した。

（教育委員会21 2-81頁）

- 学校・幼稚園に在籍するLD（学習障害）等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細かな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置、ボランティアの活用促進を進めるなど、一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図った。

（教育委員会19 2-81頁）

- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施した。

子育て相談（対面）：2,587件，健康相談：142件

電話相談：612件，こども元気ランドでの相談：1,973件

（教育委員会46 2-85頁）

- 子どもの基本的人権や「子どもの最善の利益」に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載した。

(文化市民局 47 2-16 頁)

高 齢 者

【24年度の主な取組実績】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する取組を推進した。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する取組を進めた。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保した。

（保健福祉局57 2-27頁）

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努めた。

（保健福祉局66 2-28頁）

- 長寿すこやかセンターで、高齢社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、高齢社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進めた。

（保健福祉局）

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進した。

（保健福祉局65 2-28頁）

- 高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で、成年後見制度の需要はより一層高まることから、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行うため、平成24年4月1日に「成年後見支援センター」を設置した。
また、高齢者人口の増加に伴う成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成講座を開催し、24名が受講した。
(保健福祉局69, 70 2-29頁)
- 災害時に弱者となりやすい高齢者や障害者に、防火に対する知識を持ってもらうために、社会福祉施設等において、高齢者、障害者を対象とした防火・防災、応急手当に関する指導を行った。
(消防局8 2-69頁)
- 高齢者や耳の不自由な方が安心して職員と対応していただけるよう、上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービスコーナー、全営業所及び下水道管路管理センターの合計18箇所に「耳マーク」を表示した案内板を設置するほか、外勤の際に筆記用具を携帯した。
(上下水道局10 2-77頁)
- 高齢社会の進展に伴い増加する高齢及び認知症のお客さまへの対処方法について、理解と知識を深めることを目的として、営業所職員及び点検委託業者職員を対象に、認知症あんしんサポーター養成講座及び高齢サポート職員との意見交換を実施した。
(上下水道局11 2-77頁)
- 高齢者に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載したほか、市民を対象とした学習会を行った。
(文化市民局47 2-16頁)
- 急病や事故などの緊急の場合にボタン一つで消防指令センターへ通報を行う緊急通報システムを利用している高齢者等の世帯のうち、自力歩行が不能な約2,000世帯の方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を確保している。
(消防局18 2-70頁)

障害のある人

【24年度の主な取組実績】

- 障害者自立支援法における利用者負担については、平成22年4月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられている。しかし、国制度では未だ不十分であるため、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、市民税課税世帯においては本市独自軽減策「新京都方式」を継続し、障害のある方のサービス利用の支援に努めた。（保健福祉局）

- 障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進した。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、本庁職場や保育所など、多様な職場で取組を続けることにより、一般就労のための効果的な手法の確立を図った。
＜職場実習20名、チャレンジ雇用5名実施＞
（保健福祉局25 2-23頁）

- 障害のある方の地域生活を支援するため、障害者地域生活支援センターを中心に、福祉事務所、保健センター、障害福祉サービス事業所等で構成する「障害者地域自立支援協議会」について、全市域に1つと障害保健福祉圏域ごとに5つ設置し、関係者間の協働による支援体制を強化し、福祉サービスの利用調整などの相談支援の充実に努めた。また、身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能*1を活かしつつ、障害者団体・家族団体や障害者地域自立支援協議会等との連携を図る中で積極的な地域相談活動の展開と市民周知等を推進した。（保健福祉局8 2-21頁）
*1 ピアカウンセリング機能
同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して、きめ細かなサポートを行うことで、地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を1回開催し、権利擁護に係る施策・制度の普

及や啓発等を推進した。また、平成24年10月からの「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の円滑な施行に向け、新たに障害者虐待防止対策事業として、障害者地域自立支援協議会を活用した虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや通報があった場合の対応手順の策定を行ったほか、啓発パンフレットの配布やシンポジウムの開催等周知・啓発等に取り組んだ。

(保健福祉局2 2-20頁, 65 2-28頁)

- 知的な障害のある青少年が充実した余暇活動を行い、障害の有無にかかわらず、交流関係を広げることを目的として、東山青少年活動センターにおいて、音楽やダンスを使った創造表現活動「表現活動へのお誘い〜からだではなそう〜」を2コース2クール（各コース1クール5回、全20回）、アトリエ活動「東山アートスペース」を2コース（全9回）実施した。

(文化市民局15 2-10頁)

- 上下水道局におけるコミュニケーションボードの設置については、(外国人・外国籍市民) 参照。

(上下水道局9 2-77頁)

- 上下水道局での聴覚障害者への窓口対応支援については(高齢者)を参照。

(上下水道局10 2-77頁)

- 障害者に対する理解を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載した。

(文化市民局47 2-16頁)

同和問題

【24年度の主な取組実績】

- 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務
引き続き、新たに設けた返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を求めるべき奨学金の返還を求めた。なお、資力があるにもかかわらず返還に応じない2名の借受者に対して、最終催告書通知のうえ、返還請求訴訟を提起しており、また、新たに1名に対して訴えを提起することが決定している。
(文化市民局40 2-14頁)

- 崇仁地区における環境改善について
引き続き、平成22年7月に提出された「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、住宅地区改良事業の早期完了に向け、土地区画整理事業との合併施行を推進した。
また、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」に位置付けた「個性豊かで魅力的なまちづくり」を着実に進めていくために、様々な取組を実施した。
(文化市民局1 2-8頁)

- 市立浴場等の地区施設について
市立浴場については、囑託化の推進などの運営経費の削減や更なる効率化、利用者サービスの充実や職員マナーの向上等について取り組んだ。
また、市立浴場のあり方や将来的な方向性についての検討を行ったほか、民間浴場との料金格差解消に向けて入浴料金の改定を行う。
なお、転用を行っていない旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き活用策を検討していく。
(文化市民局1 2-8頁)

- 同和問題についての人権教育・啓発の推進について
同和問題についての啓発・相談活動を効果的に実施するため、社会の構成員である市民と企業への啓発の一体的な取組を推進するとともに、市民に最も身近な地域の行政機関であり様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所や関係機関との連携対応や市民的感觉の新しい発想を取り入れ、市民・企業の自主的な行動への支援を行った。また、啓発講座としてのシンポジウム（企業向け人権啓発講座に位置付け開催（文化市民局65 2-18頁））を公益財団法人世界人権問題研究センターと共催するほか、市民を対象とした学習会（文化市民局43 2-15頁）を行うなど、人権教育・啓発の取組を推進した。
(文化市民局1 2-8頁)

外国人・外国籍市民

【24年度の主な取組実績】

- 23年度に引き続き、本市の多文化共生施策についての意見を求める「京都市多文化施策懇話会」を開催した。7名の公募委員を含む計12名の委員が、多文化共生の地域づくりについて議論した。(総合企画局9 2-6頁)

- 多様な国籍や文化的背景を持つ市民に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施した。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供した。
(総合企画局6 2-5頁)

- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施した。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣した。
(総合企画局10 2-6頁)

- 日本語を母語としない外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が各々週2日間、電話で通訳・相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施した。
(総合企画局7 2-5頁)

- 日本語を母語としない外国籍市民等が災害時に十分な支援を受けることができるよう、災害ボランティアの登録や災害発生時の通訳者派遣システムの整備など、災害時における外国籍市民等に対する支援体制を強化した。
(総合企画局)

- 高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施した。
(保健福祉局71 2-29頁)

- 「外国人のお客さま」や「障がいのあるお客さま」との窓口対応での意思疎通の円滑化を図るため、上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラスト

トで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作成し、9営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備した。

(上下水道局9 2-77頁)

- 外国人や外国籍市民に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載した。(文化市民局47 2-16頁)

感染症患者等

【24年度の主な取組実績】

- 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行うほか、下京保健センターにおいて、夜間H I V即日検査（月2回、午後6時～午後7時30分受付、予約制）を、京都工場保健会において、土曜H I V即日検査（月2回、午後4時～午後6時受付、予約制）を、継続して実施した。
（保健福祉局99 2-32頁）
- H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）にあわせて、京都市におけるH I V検査・相談体制を普及することを目的として、ラジオCM、臨時夜間H I V即日検査を実施した。
（保健福祉局94 2-32頁）
- 市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、世界エイズデー（12月1日）の前後に街頭啓発キャンペーン、ラジオCM、地下鉄への啓発ポスター掲出、臨時夜間H I V即日検査・性感染症検査を実施した。
（保健福祉局95～97 2-32頁）
- 感染症患者等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、市民を対象とした学習会を行った。
（文化市民局43 2-15頁）

ホームレス

【24年度の主な取組実績】

- 本市に起居するホームレスに対して、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげるために、相談員が起居場所に出向いて支援や相談を実施する「ホームレス訪問相談事業」を実施した（相談人数 442人）。
(保健福祉局26 2-23頁)

- 下京福祉事務所及び中京福祉事務所に来所したホームレスに対する相談及び面接や、借上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活推進事業」を実施した（相談件数3,378件,居宅確保支援件数28件）。
(保健福祉局26 2-23頁)

- 就労意欲はあるが正規雇用が決まらない者や、直ちにフルタイムでの就労が困難な者に対する支援が必要であることから、「ホームレス能力活用推進事業」として、自立支援センター利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向け説明会の開催や啓発活動を行った。
また、依然として低調な雇用情勢の下、民間企業からの職の提供については非常に厳しい状況が続いているため、本市からも緊急雇用創出事業の活用等により、職業訓練的な職の提供を行った（職業訓練的な職に従事した人数101人）。
(保健福祉局26 2-23頁)

- 居宅生活移行者が地域社会へ定着するための支援や地域社会や関係機関に対し理解を求め、孤立を防止する事業や、交流場所の提供及び相談を行う事業を実施するNPO等民間支援団体に対し助成を行う「京都市ホームレス地域サポート事業」を実施した（4団体に助成を実施）。
(保健福祉局26 2-23頁)

- 多重債務など法律的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスの支援策として、京都弁護士会の協力により「京都市ホームレス無料法律相談」を引き続き実施した。
(保健福祉局26 2-23頁)

- ホームレスに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、市民を対象とした学習会を行った。
(文化市民局43 2-15頁)

その他の課題

【24年度の主な取組実績】

- 新たな人権課題についての関心を高めるため、各種の人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、人権啓発情報誌や市民しんぶんにおいて取り上げるなど、広く周知を図った。
(文化市民局47 2-16頁)
- インターネット上での人権問題に対処するため、引き続き、教育・啓発を推進するとともに、国に対して、現行法等では対応できない事象に対処するため、事業者の自主基準の設置を指導する等の差別行為の防止に向けた有効な措置を求めた。
(文化市民局)
- 「京都市犯罪被害者等支援条例（平成23年4月施行）」に基づき、(公社)京都犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者が受けた被害の回復及び軽減のため、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行った。
また、犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、被害者が置かれた状況や市民の役割などに関する啓発事業や教育活動の企画・実施、民間支援団体の活動促進のための広報、養成・研修などを行った。
(文化市民局22 2-11頁)
- プライバシーの侵害やインターネットにおける人権侵害等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載した。
(文化市民局47 2-16頁)
- 性同一性障害及び性的指向について理解と関心を深めてもらうことを目的に、市民を対象とした学習会を行った。(文化市民局43 2-15頁)